

社会福祉法人南山福祉会 評議員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南山福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び実費弁償費について定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 この規程で評議員等とは、法人の評議員、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員等が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の上限額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 業務執行理事が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の上限額を超える場合には、その実費とする。

(監事の業務報酬等)

第5条 監事が、法人及び法人が実施する事業の運営状況の指導、又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の上限額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月25日（当日が金融機関の休日にあたる場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除した額を支給する。

(重複支給の除外)

第7条 役員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席したときは、評議員会への出席報酬等は、支給しない。

2 監事が、理事会又は評議員会に出席し、その開催日当日に第5条の規定に係る業務にあたったときは、理事会及び評議員会への出席報酬等は、支給しない。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する理事は、この規程は適用しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

尚、この規程の施行に伴い、“社会福祉法人南山福社会役員及び評議員等の報酬等に関する規程”は廃止する。

別表 1 (第 3 条関係)

名称	報酬 (日額)	実費弁償費 (上限日額)
理事会出席報酬等	10,000 円	10,000 円
評議員会出席報酬等	10,000 円	10,000 円

実費弁償費の額は、所要距離や所要時間等を考慮し、評議員等ごとに理事長が決定する。

別表 2 (第 4 条関係)

名称	報酬 (日額)	実費弁償費 (上限日額)
理事長業務報酬等	10,000 円	10,000 円
業務執行理事業務報酬等	10,000 円	10,000 円
理事業務報酬等	10,000 円	10,000 円
評議員業務報酬等	10,000 円	10,000 円

実費弁償費の額は、所要距離や所要時間等を考慮し、理事及び評議員ごとに理事長が決定する。

別表 3 (第 5 条関係)

名称	報酬 (日額)	実費弁償費 (上限日額)
監事監査指導報酬等	15,000 円	10,000 円

実費弁償費の額は、所要距離や所要時間等を考慮し、監事ごとに理事長が決定する。